

公立大学法人滋賀県立大学情報ネットワーク利用規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 9 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学情報ネットワーク (The University of Shiga Prefecture Information Network System 以下「S P I N S」という。) の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「S P I N S」とは、公立大学法人滋賀県立大学 (以下「法人」という。) が管理運営する基幹・支線 L A N の総体をいう。

(利用者の範囲)

第 3 条 S P I N S を利用できる者 (以下「利用者」という。) は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の役員
- (2) 法人の職員 (契約職員および非常勤職員を含む。)
- (3) 滋賀県立大学 (以下「本学」という。) の学生 (科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員を含む。)
- (4) その他図書情報センター運営委員会 (以下「委員会」という。) が適当と認めた者

(利用の目的)

第 4 条 S P I N S を利用する目的は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 授業科目の履修および教材開発
- (2) 本学の講習会、公開講座および研修
- (3) 学術研究
- (4) 委員会が承認した研究開発
- (5) 本学の学内事務処理
- (6) その他委員会が適当と認めた事項

(運用)

第 5 条 S P I N S は、保守・点検等または管理運営上やむを得ず休止する場合を除き、常時運用するものとする。

(接続等)

第 6 条 S P I N S に機器を接続しようとする者は、図書情報センター長 (以下「センター長」という。) の承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の承認について委員会に報告しなければならない。

(承認事項の変更)

第 7 条 前条の規定に基づき接続承認を受けた者 (以下「機器接続者」という。) は、その承認事項について変更しようとするときは、センター長に承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の承認について委員会に報告しなければならない。

(接続の中止)

第8条 機器接続者は、SPINSの接続を中止する場合には、遅滞なくセンター長にその旨を届け出なければならない。

2 センター長は、前項の届け出について委員会に報告しなければならない。

(接続承認の取消しまたは利用の停止)

第9条 利用者がSPINSの利用において法令に反する行為またはSPINSの運用に支障を来す行為をした場合には、センター長は、接続の承認を取り消し、または利用を停止させることができる。

2 センター長は、前項の規定による決定を行ったときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意または重大な過失によりSPINSの運用に支障を来した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、SPINSの利用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。